

件名 なは市民協働プラザ消防用設備保守点検業務委託

質問内容	回答内容
<p>他案件では説明会参加を入札参加の条件としていますが、今回の入札説明会の目的や位置づけについてお尋ねいたします。</p>	<p>今回の入札説明会は、公告及び業務委託仕様に関する重要事項を説明することを目的に実施しました。次回からは公告において、説明会への参加は入札参加条件でない旨を明記いたします。</p>
<p>仕様書内の(2)その他業務、②火災及び消防訓練時の協力の内容について火災等の発生による誤作動の復旧作業や消防訓練時の立会費は別途費用扱いで宜しいですか。</p>	<p>火災等の発生により消防設備が作動し、当該消防設備の復旧に費用を要する場合(泡消火剤の充填など)は、本市が当該費用を負担します。なお、単なる設備システムの初期化、消耗品の取替程度の軽微な修理等、本仕様書「4(1)①」に定める「消耗品の取替え程度の軽微な修理」と判断される復旧作業に係る費用は、本業務委託契約額に含むものとします。 消防訓練において自動火災報知器等を実際に作動させた場合、当該訓練で使用する消防設備の整備費用及び訓練後の復旧作業にかかる費用は、全て本業務委託契約額に含むものとします。</p>
<p>泡消火剤設備の放水試験で発生する泡消火剤の処分や泡充填費は別途費用扱いで宜しいですか。</p>	<p>仕様書「4(1)消防法第17条の3の3の規定に基づく点検及び報告」に基づき実施する泡消火設備の放水試験で発生した泡消火剤の処分や泡充填に要する費用は本業務委託契約額に含むものとします。</p>